

オンライン資格確認システムの導入・稼働のお知らせ

当院では、令和5年1月18日よりマイナンバーカード等を利用した「オンライン資格確認システム」の運用を開始しております。マイナンバーカードをお持ちの方は、窓口で、保険証をご提示いただかなくても、窓口設置のカードリーダーを利用頂くことで、保険の資格確認が行えるようになります。

なお、健康保険証でも、これまでどおり受診が可能です。

※マイナンバーカードに健康保険証としての利用登録（マイナ保険証）が必要となります。

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

◆医療情報・システム基盤整備体制充実加算（初診時）

加算1 4点、 加算2 2点（マイナ保険証利用時）

～オンライン資格確認システムとは～

来院された患者様の保険情報及び、服用薬剤、特定健診に関する情報について、個々の医療機関がその場で確認できるシステムです。

既に現在、マイナンバーカードと保険証を紐付けすることが出来るようになってはいますが、マイナンバーカードを保険証として使用し、それを読み取り、資格確認を行うためにも必要となるのが「オンライン資格確認システム」です。

～オンライン資格確認のメリットについて～

1、マイナンバーカードが健康保険証として利用可能となります。

→あらかじめマイナポータルで保険証利用の申込みをする（マイナ保険証）ことが必要です。

2、限度額認定証の申し込みと提示が不要となります。

3、薬剤情報、特定健診情報等の閲覧が可能となります。

→ご本人の同意があれば、薬剤情報や特定健診等情報が閲覧できることで、かかりつけ以外の医療機関でも患者様の最新情報が確認でき、いつでも適切かつ迅速な診療・治療が実現します。災害時、おくすり手帳が手元にない場合等にとっても有用です。

4、医療保険資格確認が正確になります。

→オンラインで医療保険の資格確認ができることで保険情報の確認が正確にできるため、受付対応がスムーズになります。

医療保険の加入状況が確認できない場合は、お声をかけさせていただきます。

ご協力お願い致します。

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

マイナンバーカードの保険証利用について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html